

主要要望一覧（令和４年度から令和６年度まで）

カテゴリー	件数	主要要望内容	現状
居場所	1	外出時に、立ち寄って休息したり、ゆっくり過ごしたりできる屋内の居場所がまだ足りない。区関連施設などで予約なしでいることができ、バリアフリースイレが利用できる場所を増やしてほしい。	予約なしで立ち寄れる場所とそのバリアフリーの設備情報などを掲載した障害者の余暇支援ブック「よかする」を令和５年度に発行（令和６年度にはその情報をサイトに掲載）
支援時間前後の報酬	2	発着点が異なる場合の戻る経費の補てんをしてほしい。	現状では、支援中の報酬のみ。 ※支援中の交通費は原則利用者負担
支給時間増	1	支給時間を増してほしい。	資料１の２ページ目参照
小学１～３年生	1	小学校低学年（１～３年生）にも移動支援が使えるよう、利用条件を緩和してほしい。	令和７年７月から、小学１～３年生を「余暇活動等の外出支援」の支給対象に追加
人材確保	23	移動支援サービスの充実とサービス事業者拡充及び賃金アップ。 移動支援ヘルパーの報酬増と人材確保を。 ヘルパー研修の充実と、地域で仕事として活動する魅力を伝えてほしい。	すぎなみ地域大学で「知的障害ガイドヘルパー講座」を開催 ※受講状況等は資料５参照
対象拡充	4	障害者本人と家族の意向に応じて利用できるよう拡充してほしい。 通学、通所、通院の目的も可能にしてほしい。	通学・通所→介護者が障害者を介護することができず、支給認定会議での審査を経て、利用が認められた場合に支給 通院→居宅介護（通院等介助）が優先され、急きょ病院に行く必要が生じた時は移動支援を利用可能
対象拡充（高次脳）	1	就労の支援を行うとか、当事者がＢ型事業所に通所するのに一人で通えない場合には移動支援事業をできるようにしてほしい。	高次脳機能障害に起因する失語・半側空間無視・記憶障害等 同障害に起因する身体への障害は、身体障害者の手帳要件に準ずると認められる方のみ
対象拡充（施設入所者）	1	入所施設（通過型ではない）や精神病院入院の居住地特例者へ移動支援事業を支給してほしい。	区外施設に入所かつ長期休暇中の帰省時のみ
対象拡充（身体）	9	肢体不自由児者のみ身障等級による制限がある。撤廃してほしい。	両下肢２級以上＋両上肢障害かつ総合１級 体幹１級 移動機能１級
対象拡充（精神）	4	精神障害者にも移動支援利用を認め、利用目的を、日常生活で必要とされるものにしてほしい。 精神障害者にも移動支援利用を認め、利用目的を、日常生活で必要とされるものにしてほしい。精神障害者手帳２級所持者も対象としてほしい。	手帳所持又は若年性認知症で以下２つに該当 ・定期的に精神科等に通院 ・服薬調整等できているが、支援が必要な状態が半年以上
対象拡充（精神の通院）	1	医療関連通院（精神科のみでなく他科への診察も含む）	通年かつ長期にわたる通院は対象外

カテゴリー	件数	主な要望内容	現状
対象拡充（通所）	22	通所等の移動のための支援サービスが一体的に使用できるよう見直してほしい。	通年かつ長期にわたる通所は対象外
		自立訓練の通所について、地域生活支援事業の移動支援事業として認めてほしい	
		移動支援事業を就労支援事業所への通所にも適応してほしい。	
		通学、通院、通所など、外出支援が必要な障害者に移動支援が提供できるような充実した制度設計をして欲しい。	
		通所での移動支援を使えるようにするなど通所の支援を進めてほしい。	
対象拡充（定期通院）	2	定期通院など生活に必要な場所への移動も介護保険や居宅介護サービスでの通院等介助だけでなく、移動支援の対象にも加えて欲しい。	通年かつ長期にわたる通院は対象外
		通学、通院、通所など、外出支援が必要な障害者に移動支援が提供できるような充実した制度設計をして欲しい。	
他サービスとの連携	1	既存の他サービスを組み合わせることや事業所間での協力など、これまでとは違う観点で支援内容の検討をしてほしい。	特定の要件で、放課後等デイサービスや生活介護施設、短期入所施設への送迎を認めている
負担上限額	1	地域支援事業での負担上限額は、介護給付、訓練等給付もあわせた額にしてほしい。	地域生活支援事業に負担上限額の設定はない ※障害福祉サービスの負担上限額を超える利用者はいない
放課後等デイサービス	1	通学送迎の対象として、放課後等デイサービスを利用できるようにして欲しい。	令和 7 年 7 月から、「放課後等デイサービス」を通学送迎の対象先に追加
報酬改定	14	ガイドヘルパーの報酬単価を引き上げること。	現状のサービス単価は、資料 1 の 4 ページ目参照
		ガイドヘルパーの報酬の向上のためにサービス利用報酬単価を引き上げること。	
		移動支援サービスの充実とサービス事業者拡充及び賃金アップ	
		移動支援ヘルパーの報酬増と人材確保	
		人材確保の取り組みを進めていただいておりますが、若く優秀な人材確保のためには賃金体系の改善が必要不可欠。	
		サービス利用報酬単価の引き上げを要望する。	
当事者等との協議	7	障害当事者や関係団体と十分な協議を尽くし、見直しを進めることを求める。	令和 8 年度見直しに向けて令和 7 年 7 月に意見交換会を実施